

## 油木協働支援センター規約

(名称)

第1条 本組織は、油木協働支援センター（以下「センター」という。）と称する。

(目的)

第2条 センターは、神石高原町人と自然が輝くまちづくり条例（平成16年神石高原町条例第21号）の理念のもとに、自立と共助、行政との協働・補完の精神をもって地域の課題解決に努めることにより、安全・安心で住みよい地域社会を形成していくことを目的とする。

(活動範囲)

第3条 センターの活動範囲は、油木地区内とする。ただし、他のセンターと協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(構成員)

第4条 センターの構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 油木地区に居住する住民
- (2) 油木地区で活動する自治振興会
- (3) 油木地区で活動する各種団体
- (4) 油木地区に所在する事業所
- (5) その他、必要と認める者（要幹事会承認）

(事務所及び職員)

第5条 センターの手事務所を、油木コミュニティーセンター（神石高原町油木乙1870番地4）に置く。また、分室「にしかわ」「にしかわ化石館」（神石高原町油木乙1797番地）を置く。センターに次の職員を配置し、業務を行う。必要な事項は別に定める。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1)事務局長  | 1名                   |
| (2)事務局次長 | 1名                   |
| (3)事務局員  | 若干名（必要に応じて置くことができる。） |
| (4)分室長   | 1名                   |

(職員の選考)

第6条 別に定める幹事会により選考する。

(役員)

第7条 センターに次の役員を置く。

- (1) センター長 1名 (幹事会で選任する)
- (2) 幹事(変更があった場合は、幹事会で承認できる)  
各自治振興会、各種団体より各1名  
及び識見を有するもの若干名
- (3) 監査役 2名(構成員から選出)

2 構成団体及び監査役の変更については、総会により決定する。

(専門部)

第8条 センターは事業推進にあたり、専門部を置くことができる。

(役員職務)

第9条 センター長は、センターを統括する。

2 幹事は幹事会に出席し、センター運営に係る諸議題を審議する。また、何れかの専門部に所属し、事業の推進に当たる。

3 監査役はセンターの業務執行及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 欠員または交代により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 追加で選出された役員任期は、その他の役員任期までとする。

(代議員)

第11条 代議員は第7条(2)の団体から各2名を選出する。

(事業)

第12条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構成員のニーズ把握並びに構成員相互の情報交換、親睦に関する事業
- (2) 健康増進、子育て、高齢者支援などに関する事業
- (3) 環境美化、環境・景観保全などに関する事業
- (4) 子どもの育成、学校ボランティア、伝統文化継承、生涯学習振興などに関する事業
- (5) 農業等の産業振興、観光振興などに関する事業
- (6) 定住促進などに関する事業
- (7) 防災、防犯、交通安全などに関する事業

- (8) 住民相互の交流、連帯感の醸成などまちづくりを担う人材育成に関する事業
  - (9) その他目的の達成のために必要な事業
- (活動の制限)

第13条 センターは、特定の宗教活動及び政治活動は行わない。

(会議)

第14条 センター運営のため次の会議を行う。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 円卓会議
- (4) 専門部会議
- (5) その他第2条の目的達成に必要なもの

(総会)

第15条 総会はセンターの意思決定機関とし、センター長、事務局長、事務局次長、役員、代議員、正副専門部会長をもって構成する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会はセンター長が招集し、議長は、出席した代議員の中から選出する。

4 総会は、第15条第1項に規定する構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

5 やむを得ない理由のため出席できない構成員は、その権限の行使を書面により他の構成員に委任することができる。

6 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 長期事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 毎事業年度の事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、センター運営の重要事項に関すること。

(幹事会)

第16条 幹事会は、総会に諮るべき事項及びセンターの運営に係る企画、予算更正、広報などに関する事項を審議、決定する。

2 幹事会は、センター長、事務局長、事務局次長、及び幹事をもって構成する。

3 幹事会は、センター長が招集し、議長となる。

4 センター長は必要があると認めるときは、幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

5 幹事会は、第15条に定める総会の決定事項について、緊急を要するとき、幹事会の審議によって決定することができる。ただし、その経過と結果については総会に報告しなければならない。

(円卓会議)

第17条 円卓会議は長期事業計画、毎年度事業計画等策定に資するため、地域課題の協議の場とし、必要に応じてセンター長が招集し、議長となる。

(専門部会議)

第18条 専門部会議は専門的に協議し、各種事業を推進する。

(議事録の作成)

第19条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会議の出席者

(3) 審議事項、議決事項、議事の経過の概要

2 第14条(1)・(2)及び(3)における議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

(会計)

第20条 センターの運営等に関する経費は、寄付金、助成金、事業に伴う収入、町からの交付金、委託料などの収入をもって充てる。また、通常会計のほかに部門別、目的別の会計を設けることができる。

2 センターの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(情報公開)

第21条 センターは、適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第22条 センターは、活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、センターの運営に関し、必要な事項は幹事会で定める。

附 則

この規約は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月28日から施行する。